

障害者雇用納付金に基づく助成金の見直し

1. 健康相談医師の委嘱助成金の対象拡大

本助成金については、4 級以上の内部障害者等が対象とされているが、途中で視覚障害者になった場合等には、眼科医の助言が必要になることを踏まえ、本助成金の対象に視覚障害者を加え、視覚障害者に係る対策の強化を図ることとする。

2. 第 2 号職場適応援助者助成金に係る資格要件の緩和

本助成金の支給状況を踏まえつつ、第 2 号職場適応援助者の要件について、

- ・ 障害者職業生活相談員の資格取得後の障害者の雇用に関する指導等の業務に就いていた期間を、5 年以上から 3 年以上に、
- ・ 重度障害者多数雇用事業所又は特例子会社において障害者の就業支援に関する業務を行った期間を、3 年以上から 1 年以上に

それぞれ緩和し、本助成金の活用を促進することとする。

3. 重度障害者等通勤対策助成金の見直し

本助成金のうち、住宅の新築等助成金については、現在、対象障害者の世帯又は 1 人当たりの限度額は設定されているが、事業所単位での上限額は設定されていないことから、1 事業所あたりの上限額を設定し、より多くの事業主が当該助成金を活用できるようにすることとする。

4. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の見直し

本助成金のうち第 1 種については、障害者の雇い入れ数に応じて、1 事業所当たりの上限額は 1.5 億円又は 2 億円（特例 3 億円又は 4 億円）となっているが、1 事業主当たりの上限額を設定し、より多くの事業主が当該助成金を活用できるようにすることとする。

1 法人当たりの上限額については、4 億円とする。

5. 障害者能力開発助成金の見直し

(1) 第4種（グループ就労訓練雇用型及び職場実習型）に係る訓練担当者要件の緩和

本助成金の支給状況を踏まえつつ、本助成金に係る訓練担当者の要件について、上記2と同様の見直しを行う。

(2) 第4種（グループ就労訓練派遣型）の創設

派遣労働が1つの雇用形態として定着してきている中、新たに本助成金を創設し、労働者派遣事業を活用したグループ就労訓練を実施することとする。（詳細別紙）

グループ就労訓練に係る助成金（派遣型）の創設

（1）趣旨

派遣労働が1つの雇用形態として定着してきている中、労働者派遣事業を活用したグループ就労訓練を実施する場合に、障害者雇用納付金制度に基づく助成金（障害者能力開発助成金）を支給し、常用雇用への移行を促進する。

（2）支給要件等

〔グループ就労訓練（派遣型）による援助の内容〕

労働者派遣契約に基づき、派遣元事業主より派遣先に派遣されている障害者のグループを、派遣先が、派遣先の指揮・命令の下、派遣先の訓練担当者の支援のもと企業内で訓練させ、雇用率の対象となる労働者への移行を促進することについて助成金を支給する。

〔助成金支給先〕

派遣先

〔対象障害者〕

身体障害者、知的障害者、精神障害者

〔対象ユニット〕

1ユニットは3人以上5人以下。

〔訓練時間・訓練期間〕

- グループ就労訓練に係る時間は1人当たり週10時間以上を基準とする。
- グループ就労訓練に係る期間は1人当たり3ヶ月以上3年以内とする。
- ※ 労働者派遣制度においては、一部の業務を除き、派遣受入期間に制限があるため、訓練期間が当該制限期間を超えてはならない。

〔指導員〕

次に掲げるいずれかの者

- ・ 障害者職業生活相談員の資格取得後の障害者の雇用に関する指導等の業務に3年以上就いていた者
- ・ 重度障害者多数雇用事業所又は特例子会社において障害者の就業支援に関する業務を1年以上行った者
- ・ 職場適応援助者養成研修を修了した者

〔助成金支給対象費用〕

- 訓練担当者の配置に要する費用
- 訓練担当者の委嘱に要する費用

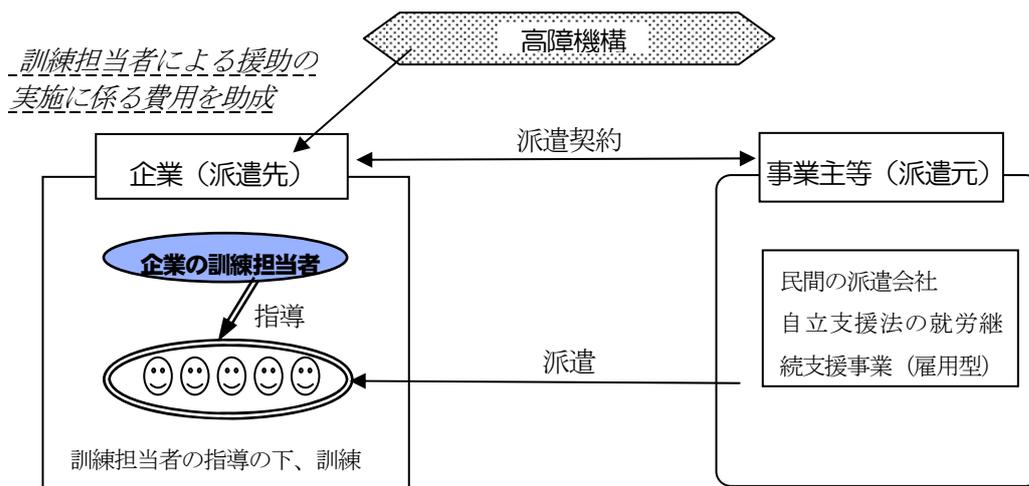
〔支給額・支給期間〕

◎ 配置の場合

- ・ 助成率：4／5
- ・ 支給限度額：月25万円
- ・ 支給期間：① 当初は2回目の年度末まで
② その2年度のうちに1名以上公共職業安定所又は職業紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第7項に規定する職業紹介事業者をいう。以下同じ。）を通じていずれかの企業において雇用率の対象となる労働者へ移行した場合には継続受給が可能。
③ 3年度目以降は、1年度のうちに1名以上雇用率の対象となる労働者へ移行した場合に、継続受給が可能。

◎ 委嘱の場合

- ・ 助成率：4／5
- ・ 支給限度額：委嘱1回につき1万5千円（年間250万円を限度）
- ・ 支給期間：配置の場合と同様。



※ 障害者を労働者派遣契約に基づき派遣先に派遣しようとする場合、一般労働者派遣事業の許可又は特定労働者派遣事業の届出が必要である。